

長尾

復員
歸還輸送

二
關
スル
情報記録
(第一號)

昭和二十一年一月十五日
田中集團司令部

0294

本情報記録ハ乗船（上陸）地及輸送間
ノ状況等ニ關シ其ノ實相把握ノ資タラシ
ムル爲既ニ集團ニ於テ受領セル參考電報
ヲ收録セルモノナリ
集團ノ歸還輸送開始ニ伴ヒ逐次之カ内容
ノ充實方企圖シアルモ飽ク迄參考トシテ
配布スヘキ趣旨ナル點ニ留意セラレ度

0295

上陸地ニ於ル諸機関ノ任務配置及其相互関係左ノ如シ

機関名	配	置	相互関係及其任務
西部復員監部	福	岡	各地に上陸地支高ヲ統轄ス
上陸地支局	福	岡	各地に上陸地ニ於ル業務一般ヲ處理ス
上陸地支局業務部	各産地埠頭		上陸地現場處理ニ任ズ
支那遣復員本部	福岡支隊本部 二日市所 多々良製紙所内		上陸地ニ於ル復員業務ニ関シ總司令官職權ヲ代行シ西部復員監ノ区處ヲ受ク主トシテ左記業務ヲ担任其他ノ補助ス 左記
支那遣復員本部	復員本部 復員本部 復員本部	復員本部 復員本部 復員本部	一 金銭給與 二 舟車 三 留守業務 四 留學事項 二人 負肉係事項
博多連絡班	博多	博多	復員本部所謂出張所ニシテ石炭部ノ一部ヲ司ス

二 總務一電第几七五號 (青島ニ於ケル乘船時ノモ)

一 荷物乘船前日午前中「ボックス」工場ニ於テ「三〇〇」名ノ約二時間乃至三時間半ヲ以テ六軍直接實施極クテ友好的ナリ

乘船當日「朝」ボックス工場ヨリ列車ニ依リ埠頭又ハ負貨物其輸送身体検査等廻品検査後乗船者名簿ト照合ト上乗船ト此ノ前ノ行動ハ總司令軍ノ指示ニ依リ日本電燈總行勤ニ許サズ嚴正實施乘船翌日早朝出發ス

0296

(一) 各船ニハ船ヲモ英語通譯一名ニ附スルヲ要スルヲ以テ各船ニ付駐クモ英語通譯名員ヲ各部隊ニ於テ選定準備シ置クヲ要ス

(二) 聯合國側ヨリノ要求ニ基キ乗船者名簿ニ乗船口日附並ニ各港係機 關ニ提告シ命セラル

アリ、乗船部隊ハ青島集中迄一邦及英及名大部ノ乗船者名簿シテ作製青島到着ト共ニ青島復員部ニ提告スルヲ度本國公使送ル輸送開始ニ商ハ名簿提告並ニ

シクル為乗船直前不許可ニシテリクノ考アリテ稍複雑ナルコト名簿作製要領次如シ
内容ハ所屬部隊官兵名振假名ヲ附スル年令トシ隨時分割シ得ル如ク概ネ中隊單位トシ且軍人軍属毎別冊シテ調製セシムル度

(四) 荷物検査及身体検査時ニ於ケル嚴正ナル指揮行動及公明ナル態度ニ非軍人等ノ諒ニ信賴感ヲ興ヘアリテ其ノ検査又神々的友好的ナリ時還部隊ノ検査ニ対シ誠意アル態度ヲ切望ス

携行荷物行李二個小型手提一個圖書一個程度ヲ可トシ内容品目違々品目高價品ヲ有シアリ又海軍ニ比シ陸軍ノ貧弱ナルヲ認マシマリ之が為携行数量少クモ押收品中

リ許可制限ニ到リ達スル如ク補填ニ未ルガ如ク親切ナルモノナリ
居留民ノ検査ハ中國側主体トナリ実地ニアリテ軍人ニ比シ酷ナルモノ受檢態度又不良ニテ

他國内ニ毛糸ヲ入レアル者聯銀券ヲ所持セル者酒類ヲ水筒ニ入レアル者等アリテ検査官感情ヲ害セル實情アリ

0298-2

三、總參一電第一〇五號

(本件ハ北支方面軍ヨリ先遣セラレタル參謀ノ)
修驗ニ基クモナリ

(一) L S T内ハ收容場所數箇所打切りニシテ換氣ハ殆トナク一平方米ニ携行北河物ヲ含ミ概ネ二人ノ割合ナリ

(二) 米軍ヨリ炊爨給與セラルコト殆トナク偶々セラルニ極少量ニシテ副食ハ梅干ノミナルヲ以テ船内ニ格集積シ精米ノ外各自乾パン、パン等副食調味料ヲ併セ各人毎ニ乘船輸送間ノ日數ニ鑑地所要量ヲ携帶セシムルヲ要ス
次ガ爲携行ニ關シ米軍ニ對シ交渉セラルト共ニ「パン」モ一袋ノ内容ヲ充滿セシムルガ或ハ菓子等ノ代用品ヲ携行補足セシムルヲ要ス

尚落花生、スルメ、鯉節、等ヲ携行セシニ益大ナルモノアリ副食食物ニハ野菜肉罐詰ヲ携行シ得ルノミニテ可ナリ

飲料水ハ相當不足スルヲ以テ節水ニ努メ且乘船時水筒ハ満水セシムルト共ニ船内ニ於ケル分配ヲ適切ナラシムル如ク指導ヲ要ス

(三) 輸送間ノ發生患者ニ對スル部隊策ニハ殆ト見ルルニシテナシ

衛生部員ノ船内ニ於ケル位置發生患者ノ收容位置診療等ハ計画的ナルヲ要ス

米軍ノ患者ニ對スル取扱ハ艱切ナルヲ以テ食料等密運送セシムルヲ要ス

衛生材料ノ最近便ニ依ル格載特ニ逼迫シアル狀況ニ付規定量ヲ專ラ携行セシムル如クセラレ度

(四) 廁ハ甲板露尺ニブリニ製溝形ノ四名同時使用可能ナル程度ニシテ二個設置シアル

0296-3

ノミニ過ズク、所シテ之ヲ補備トシテ、石河村改造ノ不気便器ヲ漢洋ニシメテ、リシ之便器ハ一
 般市型ノ入用便器ニ類似シクルヲ、可トシテ、得トシ、中板ニニ密閉、男ヲノ送、敵ヲ自ル、廁ヲ
 設置スル如ク、恭園側ヲ支、毒ヲ取テ
 右側設置シテ、レナル限リ、婦女ヲ子輸送ハ、困難ナルモノト思、行セラル
 (五) LSTハ直接増テ、頭ニ著ク、トイリ、LCTニ、ム、右、左、分、乘、上、降、セ、シ、メ、ラ、ル

0297

四、鹿兒島上陸地ニ於ケル復員要項

(一) 日本船對スル連絡

- 1. 舟艇ニ依リ速ニ縣支局海軍及支那巡邏軍ヨリ連絡者ヲ派遣ス
- 2. 米軍 訊問(訊問書記入ル程度)
- 3. 級郷方面別人負表、經理關係書類、授受

(二) 舟艇ニ依リ上陸

午前中ニ港ニ出船約 概テ即刻

午後入港セル船舶 翌朝ヨリ上陸開始

上陸順序ハ概テ左記ニ依ル

1. 遺骨、死体(安置所不願キ)

2. 特ニ要スル者

3. 書類調定携ハルベキ計簿帳及各自隊令任官

4. 後發整理者及留守業務部派遣者並ニ先發者等

5. 一般者

以上ノ順序ニ依リ概テ四〇名宛舟艇ニ移乘シ陸ス

(三) 書類ニ於ケル處理

1. 檢疫(視診問診)及消毒

2. 所持品檢査

3. 遺骨、遺留品、授受要入院患者處理等ノ手配

0298

糧秣衛生材料等送納

5. 部隊毎休止地ニ分進

(四) 中隊分任官等共シ金錢給付及輕患者收容

蜂廳別館(埠頭ヨリ行軍ニ十分間)ニ於テ行ク(關係者ノミ)

(五) 上陸地支局出張所於ケル處理(關係者ノミ)

普類ノ突檢及業務指導

(六) 休止地各國兵學校等トシテ軍約ニ分乃至四分)ニ於ケル處理

1. 各人對スル金錢支給

2. 預金通帳等保護預リ

3. 給食及携帶糧食ノ交付

4. 復員式

5. 鐵道乘車券ノ交付

6. 方面別區分乘車驛ニ分進

(七) 飯郷輸送(復員列車發車時刻)

1. 上陸當日 八時 品川行

2. 上陸翌日 九時 大阪行

十三時 大阪行

(八) 各軍兵團先發後發整理者等ノ關係書類ヲ全部携行シ速ク復員本部(日市町)ニ送

リ

(九) 参考事項

1. 米軍ノ注意

部隊ヲ離レ單獨行動ヲ為スルニハ射撃ス

2. 埠頭ヨリ患者及荷物ハ自動貨車ニ依リ輸送ス

3. 船内ニ於テコレヲ患患者ニ設セル場合ハ上陸スルヲナク此世保ニ廻航セラルル事

5

0300

五 佐世保上陸地ニ於テ参考(本件ハ北支方面軍ヨリ内地ニ先遣セラレタル参謀ノ体験ニ基ク参考ナリ)

(一) 検疫及検査並ニ宿營等

上陸セ公直ニ検疫(着装被服ノ消毒檢身)シ物品務査禁制品携行ノ旨ヲ主トス終リテ約七料ノ進行(將校行李、公用行李及步行困難ナルモノハ貨物自動車ニテ輸送ス)ノ後針尾村日海兵團ニ宿舎ニ收容ス。運時鉄道輸送ニ依リ飯郷セシム。右輸送ハ概テ順調ニ配車ヲ安身施セラレアリ

上陸後鉄道輸送迄ニ室ル間、業務ハ米軍ノ監視ノ下ニ大部ヲ上陸地支局ニ於テ部金錢給與ハ復員出張所ニ於テ爲シアリ

(二) 復員ニ關スル諸書類ハ復員出張所ニ於テ受理點檢上陸地支局ニ送附シアリ

六、博多上陸地帯に於て復員部隊、復員要領

(一) 入港時飛行連絡

入港船に対し連絡舟艇を依り速に左記の如く派遣せらるる

1. 上陸地丈高ヨリ

部長若くは其代理者(全般統轄連絡)船相掛復員掛公其掛執道

2. 博多連絡班ヨリ

給食掛衣糧掛人員掛

(右の単行同行の所要に應じ更に上級者出迎にトナリ)

(二) 検疫

検疫醫官入港船に乗込し乗員宛に所要に應じ検便接種等進行せしむる未船前後

ニ於ては處置良好ニシテ且之を證明し各場合同該程度に間單に備へん

(三) 接岸上陸

(以下脚郷に至る誘導ハ凡そ業務部主任者業内ニ依ル)

(四) 米運搬向

荷物各個人ニ於て全部ヲ携行し檢向ヲ要し檢査所ニ陸肥類ヲ納め米ニ在りて檢査ハ毎

日九時ヨリ是時迄の間ニ行ハル

(五) 要入演習者ヲ引継ぎ隊員軍需品ヨリ揚子

金銭給進諸證明書ヨリ交付及指官等

(六) 指官上注意

6

0302

2. 毛巾被服燃料連入貸與又ニ支給

3. 食料分配

4. 金錢給付

5. 各種書類點檢受領

6. 支局長接抄總司令官代理接抄以際部隊側ニテ取取ニ復員式ヲ行フ

7. 復員證明書(從軍證明書)ノ交付(沮未所持者ニシテ)

8. 携帶糧秣外食券ノ交付

9. 無貨乘車券ノ交付(乘車券ヲ所持セザル乘車不能ナル付注意ヲ要ス)

尚上陸地首尾ハ國民學校等ニ分宿ス(一個所約五〇〇ニシテ港收容所ハ〇、〇〇ナリ)

乘車本數

(1)(7) 参考事項

1. 上陸後首尾ハ混亂極ニシテ以テ現在ハ(港當日船中)泊シ以テ向ニ於テ一切ハ處理ヲ要ス

2. 3日陸道士帰郷ニ如ク指導セザレバ

3. 乘車地車及列車ノ運行狀況

九州内ニシテ

上陸地長官約 軒博覽驛ト股ニ混乘スル以テ混亂極ニシテ大ナリ

本方面ニシテ

上陸地長官約 一口米ノ博覽港駅トス、毎日十三時、十六時、ニ四六度行ク所要ニ應

受ニ臨時列車ヲ増設ス尚全般、鉄道輸送ハ在炭缺乏ノ為テ極限的縮小狀況

七、支復總電第六七號「要旨」

(一) 従来、軍保有糧秣の全量内務省へ継承移管セラレタル爲西部軍具他、部隊六隊有留
無ニシテ將來之取得ハ現在極メテ困難視セラルルモ各上陸地支局ハ復員部隊、上陸且數
留間給養ニ差向支支程度ノ糧秣ヲ保有シテアリ
尚飯郷用糧食ハ各支局ニ於テ飯郷地ニ應ジ握リ飯乾、麵、米、外食券等混用ス

給シテアリ

(二) 復員本部所要糧秣ハ一般配給、外西部軍並其他、部隊及朝鮮軍發務整理班等
ヨリ各別配慮ニ依リ漸ク充足シアルモ近ク發務整理者、激増ヲ予想セラルル折復員部
隊返納糧秣期待ノ外ハ現狀ナリ、之カ爲乘船地ニ於テ積込糧秣各人攜帶用ヲ除ク
ノ努メテ多量積載セシメ必ズ復員本部迄、送達ヲ輸送指揮官ニ交付携行セシメ

ラレ度

(三) 北支方面、飯還部隊ハ概シテ復員規定所持被服ヲ著装シ良好ナルモ比島方面諸部
隊ハ俘虜被服ヲ著装スルニシテ一部上陸時返納ヲ命ジラレ裸体ニテ上陸スルモアリ、眞
ニ同情ニ堪テ、高シテ支局準備被服ニ極メテ逼迫シテアリテ整備不如意、現狀ナレバ衆
遺軍以外飯還部隊所持品一部ヲ引上南方飯還部隊ニ充當スルノ必要アリト認

目下研究中ナリ

(四) 軍務用消耗品ハ支局ヨリ交付シ度々且市井品ヲ調辦シタルモ全ク各般ノ要求ヲ充足シ
得サルヲ以テ將來、飯還部隊ハ發務整理所要品ヲ携行スル如ク指導ヲ望ム
特ニ「インク」「ペン先」筆等不足シアリ

0304

八 總參一電第九五號 要旨

復員本部ヨリ左記要請アリルニ付指導配慮アリ度 尚復員本部ハ右營然着
衛生不備及人員不足等環境ヲ克服在華將兵居留民ノ為熱誠カクカシアリ

左記

①

一 飯還者ニシテ本入スル官吏ハ不注意ニ依リ給與通報通貨交換證明書ヲ紛失ス
ハ燒却セルモ、尠カラスニテ給與ニ困惑シタルニ付注意喚起セラレ度

②

二 飯還部隊ノ經理關係者特ニ少納官吏ニシテ責任觀念祛除シ業務完遂ノ熱
意トモアリ出費前上官ニ於テ指導アリ度

三 復員本部主令食保有量極メテ貧弱ナリ

四 國內食糧事情ニ鑑ミ飯還輸送ニ未ダ多量ノ還送ヲ熱望ス

九 總參三電第九四〇號

復員本部要員等、多儀、以テスル先般ハ聯合國例アリ認可セララサルニ付患者

居留民ノ世話係又ハ先頭歸還部隊員トシテ出費セシムル如ク處置アリ度

十 支復總電第一五號

上陸地支局ニ直接支頭シ支那派遣軍復員規定未傳達、為誤リテヨシ集解除セラレタ

ルヲ理由トシ部隊長中復員本部ニ支頭セラル者、支頭スルモ無断飯郷スル者等ア

ルヲ以テ注意アリ度

十一 支復總電第九五號

復員規定第七條第九條第十條ニ據ル派遣要員中ニ稀ニ熱意極メテ

或ハ經歷健康其他關係上適任ト認め難ク甚ダシクハ種々口實ヲ設ケテ

飯郷ヲ願ルモノスラアリ誠ニ遺憾ニ堪ズ自今要員ノ選定ニ特ニ留意セラル、如ク指導
アリ度尚既ニ派遣セラレタル者ニ就テハ其ノ重責ヲ自覺セシムルト共ニ恩ヲ幽因テ未級還、
戦友ニ致サシメ家産ノ不遇等過度ニ焦慮スルコトナク一意職責完遂ニ邁進セシムル如ク
懇切ニ指導シシムルモ到底其ノ任ニ堪エヌト認ムルニ於テハ去ラ得ヌ離任級郷セシメ要スレ
バ代人ノ派遣ヲ依頼致スベキコトアルベキニ付諒承アリ度

0306

十二 支那復讐軍の待遇

(一) 一般帰還邦人の引揚掩護局(局長若野邦彦)に委任せしめ、前記の三府に首長給養、輸送等並に、
ヲ為り、塩頭事務所、朝鮮台湾、中樞縣令等、大凡別有志者、感念掛許可せしむ

(二) 検査

米糧検査等概不軍隊、要領同

(三) 乘車

本土及九州に輸送区分無償米糧券(引揚證書)ヲ交付し、直々自由行動許可せしむ
(乘運スル旅費、各方面別ニ懸シ、夫々指定せしむ)

十三 總参三龍弟九四姉

在留邦人内地に陸後ノ處、道ニ因、疑向、向アリシ、付、其、照、会、中、處、在、通、回、各
アリ、ス、ニ、付、承、取、アリ、也

(一) 帰還輸送先決是れ、元々、上陸後、直々、本、数、を、以、府、特別、輸送、区分、高、長、調、製、ス

(二) 内地に上陸後、措置、一、學生、省、引、揚、掩、護、局、及、戦、火、掩、護、会、ニ、外、務、省、財、官、在、外、
同胞、掩、護、会、等、於、テ、處、理、シ、之、ヲ、進、補、事項、ト、シ、テ、米、糧、券、を、海、三、部、ヲ、携、行、セ、シ、ト、也

十四 支那復讐軍第九号

輸送区分其他、同條ニ依リ、主、カ、ト、分、離、し、歸、還、ス、独、立、部、隊、内、一、部、人、員、又、單、独、不、可、
敷、時、必、ス、除、隊、員、集、解、除、者、違、名、簿、三、部、戦、時、名、簿、ヲ、携、行、セ、シ、ル、如、ク、決、カ、ニ、敵、感、
シ、也、(復讐規定第十五條、第四條、參照)

十五 支那復讐軍第九号

0307

- (一) 部隊一部、人員ニシテ戰時名簿ヲ携行セザルニ依テ、依然、跡ヲ絶リセリトシテ、嚴重ナル事アリ
- (二) 八月三十日附、進級ノ余儀ナリク處、理シテ、シラサル部隊(特ニ重隊区分ニシテ)元行指導アリ
- (三) 部隊書集、解除者、連和簿ニ、地方ニ、立語部ノ受取ヲ、容易ナラシムルニ、爲シ、適宜徵集、年五(官手)欄ヲ設ケ、診當事項ヲ記入セシメラセ
- (四) 内地部隊ハ、十二月一日附ヲ以テ、全部復員シ、同日以後、無送患者ハ、固深ニ病院收容、日ヲ以テ、除隊(召集解除)トシ、ヘキヲ以テ、還送患者、連和簿ハ、三部ヲ復員ス。本部ニ提去シ、且、診當簿ハ、除隊召集解除者、連和簿、以テ、用ヲ為サシ、爲シ、官等級欄ハ、徵集(任官)種、兵種、官等級ニ、收容年月日、欄ハ、收容(除隊)召集解除年月日ニ、相當スル如ク、指導アリ
- (五) 復員時粗端ニシテ、進級、通知、從軍證明書、新金通帳、預リ證、事故等人員解散後、三水テ、依頼ニ、部隊アリ、尚、指定セ、同復員準備、粗端ノ後、悔ミル現況ニ、鑑ミ、一層、指導相煩、度

十六 支復總電第一四三號

戰時名簿ヲ携行セザルニ、依然、跡ヲ絶リセリトシ、付、必ス、全員携行スル如ク、徹底セシメ、度
 追テ、聯隊区、兵ヲ、精焼、失テ、現況、三於テ、戰時名簿ハ、絶對ニ、必要ニシテ、且、部隊解散後、調
 製ハ、極メテ、困難ニ、行、承、知、セシ、度、尚、病院患者、若クハ、部隊一部人員ニシテ、戰時名簿ハ、自下、本部
 ニ、於テ、保管、見、苦、等、申、シ、ル、者、見、ラ、レ、信、ヲ、置、キ、難、ク、從、ヒ、重、復、ス、ル、モ、差、支、テ、付、常、置、者、
 ニ、必、ス、之、ヲ、携、行、セ、シ、メ、度、尚、復員關係書類ヲ、携行シ、テ、殘務整理者アリ、尙、殘務整理
 者、意、テ、復員關係書類ヲ、携行セザルカ、如キハ、皆、無、ナ、ラ、シ、様、嚴、重、指、導、セ、シ、度

十七支復總電第二九號

(一)九州ニ於ケル兵器解体及殫瘁處理作業ハ資源回收上國家トシテ重大事ナルニモ均ラス技術竝ニ勞力ノ目途立タス放置ノ状態ニテ聯合軍ヨリモ執拗ヲ督促アリテ關係官廳モ因却シアル現況ナリ

(二)在外部隊特ニ支那台灣佛印將兵ノ内地歸還後ノ取扱ヘスノ就職トシテ極メテ有利ト思フス關係機關トモ折衝シ努メテ復員軍人ヲ活用シテ本作業遂行ヲ期スヘク準備中ナリ
待遇宿營休養等モ十分配慮セラレ且本作業ト併行シテ開墾漁撈土木建築鑛山開発其他ノ事業促進シ此種ノ事業開始當初ノ經營ノ困難性ヲ克服スルト共ニ本作業終了後ノ失業ヲ絶無ナラシムル如ク配慮シアリ

(三)為シ得レハ兵器關係部隊ヲ優先的ニ内地ニ輸送シ速カニ努メテ多ク本作業に従事セシムル共ニ一般部隊ヨリモ大量ニ輕装スル如ク格別ノ配慮賜リ度
佐官以下ノ就職ヲ歡迎シ將來性ニ不安ナキモノト判断ス

十八、總參電第九二號

(一)内地陸軍病院ハ十二月一日以降軍事保護院療養所トナリ厚生省管下ノ醫務管理部之ヲ統轄ス

(二)還送患者ハ總テ上陸ノ日ヲ以テ轉後、除隊、召集解除スルモノニ付還送數次ニ且ル場合ハ各一部毎ニ關係書類ヲ復員本部ニ提出スヘキモノトス

(三)西部復員管内ニ於ケル患者收容系統等左ノ如シ

0309

備考	別存港	鹿見島港	佐世保港	博多港	仙崎下関門可港	港灣名	左記
						收容齋養所	左記
一總收容力ハ約六、一〇〇名ナルモ現在收容余力ハ約二〇〇名ナリ						下関	收容人員
						小倉	摘
						福岡第一齋養所	三〇〇
						福岡第二齋養所	三〇〇
						佐賀	二〇〇
						大分	二〇〇
						唐崎	一五〇
						唐崎	一五〇
						鶴崎	一五〇
						鶴崎	一五〇
						大村	一〇〇
						大村	一〇〇
						鹿見島	一〇〇
						鹿見島	一〇〇
						都島	一〇〇
						都島	一〇〇
						熊本第一齋養所	一〇〇
						熊本第二齋養所	一〇〇
						別存	二〇〇
						久留米	二〇〇
						菊池	三〇〇
						菊池	三〇〇

海軍接收、多收容不能ナリ

0310

十九 支復總電第二〇九號

歸還將兵、動靜ヲ見ルニ内地、上陸第一歩ト共ニ多年戰野ニ養ヒ美德ヲモ忘却シ或ハ排他
利己ニ奔リ或ハ物慾ニ惰スルモノカラスシテ軍需品、橫流闇商甚ダレキハ強盜ハ轉化ヲ
見ルノ狀況ニアリ、翻テ國內情勢ニ思ヲ馳スル、秋收遺軍將兵ニ期待スル所頗ル大ナルニ拘
ラス事態斯クノ如クニハ皇國ノ前途ニ関シ暗騰タル感ナキヲ得ズ、今後歸還將兵ヲシテ
尚一層時代ノ響キヲ深刻ニ把握セシメ、勤モスレバ経歴ノ戰功等既往ニ加セントスル精神
ヲ一擲シテ全ク白紙ニ還元シ且單人ニ對スル世評ニ自卑スルコトナク、特ニ上陸第一歩ヨリ
勤勞意慾ト共、宋道義ニ燃ユル國家再建ノ戰士タリ得ル如ク格段ノ指導ヲ加ヘシ
ンコトヲ希念シテ止マズ

(マ)

0311